

福生市告示第 81 号

福生中部処理分区・本町排水区管渠新設工事 R6 その 1（富士見通り）について、制限付一般競争入札に付すので、福生市契約事務規則（平成 18 年規則第 16 号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

福生市長 加藤 育 男

1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 福生中部処理分区・本町排水区管渠新設工事 R6 その 1（富士見通り）
- (2) 工事場所 福生市内
- (3) 業 種 下水道施設工事
- (4) 工 期 契約確定の日の翌日から令和 7 年 2 月 9 日まで
- (5) 予定価格 85,974,900 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (6) 工事概要

雨水管渠新設	φ 800	L = 8.90 メートル	（推進工法）
雨水管渠新設	φ 300～800	L = 46.19 メートル	
污水管渠新設	φ 200	L = 142.53 メートル	
管渠閉塞		L = 279.2 メートル	
污水取付管撤去		L = 120.88 メートル	（26 箇所）
雨水取付管設置		L = 18.5 メートル	（4 箇所）
雨水取付管撤去		L = 12.7 メートル	（2 箇所）
人孔設置		10 基	
人孔撤去		12 基	
付帯工		一式	

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、特に指定の無い場合は、その基準日は告示日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 福生市の建設工事等競争入札参加資格を有し、「下水道施設工事」の業種に登録していること。
- (3) 東京多摩地区内に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等があること。
- (4) 最新の経営事項審査による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一

式]、「舗装」又は「水道施設」の総合評定値（P）について、次に掲げる要件を備えていること。

- ア 東京の多摩地区（西多摩地区の市町村を除く。）に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）900 点以上であること。
 - イ 西多摩地区（福生市を除く。）に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）800 点以上であること。
 - ウ 福生市内に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）700 点以上であること。
- (5) 「土木一式」、「舗装」又は「水道施設」における一般又は特定建設業許可を有していること。
 - (6) 平成 31 年 4 月 1 日以降の下水道施設工事における官公庁発注工事において、元請として完工した実績を有すること。ただし、福生市内に福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、実績の有無を問わない。
 - (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形若しくは小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
 - (8) 告示日から開札日までにおいて、福生市で指名停止措置を受けていないこと。
 - (9) 「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格申請の手引き」に定義される関係会社が入札に参加していないこと。
 - (10) 入札参加有資格者が、入札までに、上記(1)から(9)までの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

3 入札参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、電子調達システムにおける電子入札サービスにより申請をした後、指定した提出書類一式を、指定した申請場所に申請期間内に提出し、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）午前 8 時 30 分から令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 5 時 15 分まで
- (2) 申請場所 電子調達システムにおける電子入札サービス（添付書類は不要）
- (3) 提出書類は次のとおりとする。なお、指定書式があるものについては、東京都福生市公式ホームページ（<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>）からダウンロードを行い、A 4 サイズで作成すること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（指定書式）
 - イ 建設工事等競争入札参加資格審査受付票（表裏両面）の写し

- ウ 申請日において有する最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 一般又は特定建設業許可通知の写し（建設業許可申請書は不可）
- オ 配置予定の現場代理人及び技術者についての調書（様式は任意）

※氏名及び工事経験を記載したもの

※資格者証、修了証等の写しを添付すること。

- カ 平成31年4月1日以降に受注し、履行が完了した同種工事（下水道施設工事）の施工実績一覧（任意様式）及び当該実績に掲げた契約書の写し（件名、金額、発注者等の記載のある部分のみで可。）

※施工実績一覧について、参加資格要件である官公庁発注工事の実績を含めること。

- (4) 提出期間 令和6年4月1日（月）から令和6年4月15日（月）までの間の、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (5) 提出場所 福生市総務部契約管財課契約係（市庁舎第1棟5階）
- (6) その他 電子入札サービスにおける申請と提出書類の提出をそれぞれの期間内に行わなければならない。いずれか一方が期間内に行われなかった場合、入札参加資格は認めない。

4 審査結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和6年4月26日（金）（午後4時頃予定）に通知する。

5 設計図書等の貸出し

設計図書等の貸出しは、令和6年4月26日（金）から行う。電子入札サービスにおける「発注図書等受領」にて受領すること。

6 設計図書等の質疑等

設計図書等についての質問及び回答は、電子調達システムにおける電子入札サービスにより行う。

- (1) 質疑書提出期限 令和6年5月20日（月）午前10時00分まで
- (2) 回答予定日時 令和6年5月22日（水）午後5時00分まで

7 入札及び開札の日時

- (1) 入札日時 令和6年5月27日（月）午後5時00分締切
- (2) 開札日時 令和6年5月28日（火）午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

9 入札の方法

入札の方法については、福生市契約事務規則に規定するところによる。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出をすること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、電子入札システムのものを使用すること。
- (3) Word、Excel、PDF 形式の工事費内訳書の添付は不要とする。ただし、必要に応じて提出を求めた場合には、直ちに提出すること。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札又は明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書が入札締切日までに、電子入札システムのサーバーに到着しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの
- (5) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札
- (6) 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札
- (7) 電子入札システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (8) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (9) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格の 110 分の 100 に相当する金額を上回る価格の入札
- (10) 工事費内訳書の提出がない又は工事費内訳書に誤り等がある入札
- (11) 上記(1)から(10)までに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

12 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 10 パーセント以上とする。

13 支払条件

- (1) 前払金 あり。工事請負費の 40 パーセント相当額と中間前払金工事請負費の 20 パーセント相当額
- (2) 部分払 なし。

14 契約条項を示す場所

福生市総務部契約管財課契約係（福生市公式ホームページの『入札・契約』欄に掲載あり）

15 その他

- (1) 本件は、予定価格事前公表対象案件であるので、入札回数は1回とする。
- (2) 本件は、低入札価格調査制度対象工事である。
- (3) 入札参加者が1者に満たない場合は、入札を中止する。
- (4) 入札後は、いかなる理由をもっても異議を申し立てることができない。
- (5) 契約書は、福生市指定の工事請負契約書を使用する。
- (6) 入札参加者は、建設業法（昭和24年法律第100号）、福生市契約事務規則及び福生市競争入札参加者心得（電子入札用）のほか、関係法令等を遵守すること。